

(別紙 1)

陸前高田市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

1 促進計画の区域

別紙 2 の地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

陸前高田市全域

(1) 現況

本市は、岩手県の東南部に位置し太平洋に面している。氷上山や箱根山、原台山等の山地が多くみられ、南北を流れる気仙川の流域と沿岸部に平地又は段丘があり、市全域が特定農山村地域に指定されている。平坦地のほとんどの農地では稲作、傾斜地に多く分布する畑地では野菜、果樹等の園芸作物の栽培が行われている。東日本大震災により多くの農地及び農家が被災し、災害復旧事業が進められているが、農機具の流失、高齢化等の理由により離農する農家が多く、農業の担い手が減少している状況にある。

これらのことから、維持管理が行き届かない農地、農業用施設の増加等による国土の保全、水源涵養等の多面的機能の低下が懸念されている。その他にも、近年シカなどによる農作物への鳥獣被害が、中山間部を中心に大幅に増加していることも課題となっている。

したがって、本市において今後とも農業振興を図るためには、農地、農業用施設の維持管理と併せて鳥獣被害対策を実施することが必要である。また、平場地域と比べて生産条件の格差が大きい山間部において、これを補正する取組を行うことが必要である。さらに、地域において、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本市では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(以下「法」という。)第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進するとともに、同項第 2 号、同項第 3 号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

このような取り組みにより、適正な農業生産活動等が維持される。集落で一体的に営農活動や農用地、水路、農道の保全管理、鳥獣被害対策に取り組むことにより、担い手の負担が軽減され、多面的機能の発揮の促進が期待される。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	地域	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	陸前高田市 全域	促進計画の区域全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に際し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号の事業を実施するために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 対象農用地の基準

ア 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については次の(ア)の指定地域のうち(イ)の要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

(ア) 対象地域

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域(陸前高田市全域)

(イ) 対象農用地

a 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

b 自然条件により小区画・不正形な田

c 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

d 市長の判断によるもの

(a) 緩傾斜農用地

a' 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地(勾配が、田にあっては1/100

以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地にあつては 8 度以上 15 度未満の農用地) が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合 (この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。)

b' 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

c' 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする (高齢化率 30% 以上、耕作放棄率: 田 5% 以上、畑 (草地及び採草放牧地を含む。)) 10% 以上)。

(b) 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40% 以上、耕作放棄率: 田 8% 以上、畑 (草地含む。)) 15% 以上の農地

(2) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、人・農地プランに中心経営体として定められた者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

(3) その他必要な事項

ア 耕作放棄地の復旧に対する支援

耕作放棄地の復旧のために、地域内の担い手と連携して、耕作放棄地再生に関する事業の実施を検討しながら、その対策を推進することとする。

イ その他

現に災害を受けている農用地の災害復旧事業、及び田から畑への地目変換等については、その都度集落の実情に応じ対応していくものとする。